

ID: 60

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	八頭町社会体育施設条例 第6条第1項		
例規番号	平成17年条例第92号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第6条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、体育施設の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文、第7条及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の制限) 第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、体育施設の利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、体育施設の管理上支障があるとき又は教育委員会が適当でないと認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置) 第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日